

2021. 10

通巻 第156号

# えひめ 社労士会だより

Certified Social Insurance Labor Consultant



滑床溪谷（北宇和郡松野町）

contents

委員会紹介 1  
令和3年度第1回必須研修会を受講して 3  
必須研修会に参加して 4

聖火リレー 5  
みかけによ欄 6  
That's学 7  
理事会だより・委員会だより・支部だより 8  
社会保険労務士倫理綱領 11



愛媛県社会保険労務士会

## 委員会紹介 財務委員会

財務委員長 栗田 欣典

財務委員会は、愛媛県社会保険労務士会に置かれる 5 つの常務委員会のうち、県会の財務を担当しており、規定で定められた次の業務を行います。

- 1 予算・決算及び経費に関する事項
- 2 資産の運用・管理・借入及び出費に関する事項
- 3 会費等の賦課・収納に関する事項
- 4 その他経理に関する事項

委員会としては予算案の作成、予算執行状況の点検、及び決算書の作成に関する事項が中心となりますが、それらの作成に携わることで、県会がどのような事業を行っているか、また、それらがどのくらいの規模感で行われているのかを把握し、県会の財務基盤がより安定するよう注力してまいります。

その中で、各財務諸表の取り纏めは事務局の皆様にご尽力いただいております。この場を借りて感謝申し上げます。

結びになりますが、財務委員会のメンバーをご紹介します。委員一同、精一杯努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



後方左から 山本文代委員 鎌田誠委員

前方左から 井伊隆幸委員 栗田欣典委員長 末光勝幸副委員長

## 委員会紹介 事業委員会

事業副委員長 越 智 由希子

事業委員会の主な活動内容を紹介します。

### ①社労士制度推進に関する事業

- ・社労士制度の推進を図ることを目的とした無料相談会の開催
- ・社労士の電子化、個人情報保護等の取組支援

### ②社会貢献に関する事業

- ・高校生等を対象とした労働・社会保険等に関する出前授業の実施
- ・年金制度の普及促進に貢献する人材の育成  
(年金マスター研修、年金相談業務委託社労士の資質向上のための研修会開催)

### ③行政機関等への協力に関する事業

- ・労働保険年度更新受付会への相談員派遣
- ・各行政機関等が企画する事業への共催、後援依頼への協力

相談員・講師の人選に際しては、「専門業務登録希望確認票」を基に行っています。

社労士に対する需要の高まりを背景に、関係行政機関及び関係団体等から講師や相談員等の派遣依頼が増加しています。会員の意向を踏まえ、より適任者を推薦し対応したいと考えておりますので、毎年行う「専門業務登録希望確認票」の提出にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

最後に、機知に富んだ委員会メンバーを紹介します。

今年度は東予会員4名、中予会員3名、南予会員1名の合計8名で構成しています。



後方左から 加藤久雄委員 玉井健志委員長 土居淳史委員  
前方左から 越智由希子副委員長 小寺しのぶ委員 八木有里紗委員  
写真未掲載 藤坂優子委員 野本修二郎委員

## 令和3年度第1回必須研修会を受講して

中予支部 井伊隆幸

令和3年7月14日(水) 東京第一ホテルにて令和3年度第1回必修研修会が行われ、ZOOMにて受講させていただきました。今や当たり前になってきましたが、コロナ禍前はZOOMとは何?って感じだったのに…。

研修内容は、まず、法テラス愛媛弁護士 岩谷健作先生より「法テラスの仕組み」「労働事件と民事訴訟」というテーマでお話いただきました。

最初に、各個別労働紛争解決制度の特徴について行政機関・民間団体による相談・解決いわゆるADRと裁判所による解決の違いについて説明がありました。ADRは話し合いによる合意で柔軟な解決が出来る、参加は任意であり、早期の解決に向いているが強制には向いていない。裁判所では参加しないと相手の主張を認めてしまうことになるので、争うのであれば裁判所に行かないという選択肢はない。ADRと違い強制執行が可能であるが、費用がかかり処理期間が長期になること等わかりやすく解説していただきました。

次に、民事訴訟一般に関する共通のルールについて説明があり、その後、実践労働事件「解雇」を例題として、争いのない事実はないか?争点は何か?その争点の主張立証責任はどちらにあるか?どう証明するか?等、順を追って解説していただいたので非常にわかりやすく勉強になりました。今まで漠然と弁護士に依頼すると高いのだろうなとしか考えていなかった弁護士費用や民事法律扶助制度があり弁護士費用の立替が出来ること等も知れてとても参考になり、睡魔に襲われることもなくあっという間に時間が過ぎておりました…。

その後、愛媛労働局助成金センター 事業主支援アドバイザー三好真紀子様より産業雇用安定助成金の説明があり、事業の継続を維持し労働者の雇用を守る為に是非活用していただければとのことでした。

このコロナ禍で中小企業を取り巻く雇用環境は非常に厳しい状況になっておりますが、少しでもお役に立てる様、日々研鑽を積んでいこうと思います。

大変有意義な研修会を開催していただきありがとうございました。



## 必須研修会に参加して

中予支部 渡部 博之

みなさんこんにちは！

中予支部の渡部です。

入会1年目ですが必須研修会について書かせていただきます。

7月14日 東京第一ホテルにて、ZOOMと併用で開催されました。会場では40名、ZOOMでは約120名の先生がご参加されました。

コロナ禍で他の先生方との交流の機会が少なくなっている中、会場で参加できたことは非常にうれしく思います。

最初に武田先生のごあいさつの中で、特定社労士の時に学んだことを再確認していただければとおっしゃっておいりました。私自身も入会1年目で研修に参加する度新しい発見!!があります。また振り返って、学びなおすことも大切だなと感じました。

研修では、法テラスのお話をまずご説明いただきました。CM等ではよくお見掛けしていましたが、今回の研修で最初にご説明いただけまして、なるほど!民間ではなく、国に設立され、市民に寄り添った機関であること、処分権主義、弁論主義、主張責任、立証責任、認否、抗弁、再抗弁と法定ドラマなどではきいたことがある言葉と裁判の流れを大変わかりやすく説明いただきました。大変わかりやすかったですが、今、自分自身でこれらをお客様に説明できるかといわれると、、、、、、、、ニュアンスはしっかりつかめました!!特に訴状や答弁といったところが印象的でした。自分が主張できるのが2~3か月後の仕組みがターン制のRPGのようで、それをふまえての主張立証責任、証明など。本当に訴訟に行く前の段階で解決しておくことの大切さ、そこに介入できる特定社労士の重要性を感じました。

私自身も今年特定社労士受験を検討しましたが、秋口のコロナ禍状況が見通せず、今年は受験を見送りました。来年度以降コロナが落ち着き次第チャレンジしたいなど今回の研修で強く感じました。

今回は裁判の実例をご紹介いただき、将来、労働相談や、労働紛争に携わる際に非常に役立つ研修となりました。



## 一生の思い出

中予支部 宮部 義久

令和3年4月21日(水)、娘の愛菜<sup>あいな</sup>(13)が「東京2020オリンピック聖火リレー」の聖火ランナーを務めさせていただきました。当日の様子は、こちらをご覧ください。

(<https://sports.nhk.or.jp/olympic/torch/events/20210421/> 今治市の6人目です。)

もし昨年、「お・も・て・な・し」の予定通りにオリンピックが開催されていれば、聖火リレーは全国で中止でしたが(車で聖火を運ぶイベントに変更が決まっていた)、オリンピックの開催スケジュールが変更となったため、今回参加することができました。

たくさんの関係者の皆さま、応援を下さった皆さま、密回避にご協力をいただいた県民の皆さまのおかげで、当日、無事開催され走らせていただけたことに、本当に感謝いたします。

ちょうどその頃、愛媛県内ではコロナウイルス感染者が増加しており、特に松山市では感染者の減少傾向がみられないということで1週間前に中止が決まりました。今治市も隣ということで、いつ中止になるかと、社労士試験受験後から合格発表を待つ以上にドキドキした1週間を過ごしておりました。正直、「聖火リレーとコロナ感染、何の関係があるねん!!」と思っておりましたが、全国的に有名となった知事の会見を拝見した後は、「ごめんなさい。ありがとう。」そして、走らせていただいて、「本当にありがとう。」

今となっては良い思い出ですが、当時、娘を聖火リレーに参加させていいのかどうか、本当に悩みました。マスコミの報道、著名人の聖火ランナー辞退など、聖火リレー参加が悪のような風潮に感じていました。しかし、子供に聞くと、「走るよ」の一声。

悩んでいた自分がとてもあほらしく、親として子供を応援できていなかった自分、反省です。

本来はもっと舞台裏を披露したいのですが、紙面の都合上、残念ながら叶いません。

最後になりますが、寄稿現在、全国的にコロナウイルスが猛威をふるっており、愛媛県はまん延防止等重点措置の実施区域となっており、松山市は重点措置の対象です。会員の皆さまも、日々過ごす中、コロナウイルスが身近に迫っていると、過去以上に肌で感じておられることと思います。

私たちがコロナウイルスを撲滅することはできませんが、ひとりひとりが今まで以上に感染予防をすることにより、経済活動の早期再開には寄与できることかと思えます。

昨年より苦しい時世が続いておりますが、明るい未来を信じて、会員ひとりひとりが自分のできることをやっていきましょう。大宴会が開催される日を信じて!!

愛菜の紹介ページ：<https://tokyo2020.torch-relay.toyota.jp/runner/no43/>



2019/12選ばれる

当日

今治のランナーの皆さんと

# み け よ か に 欄

## まさか自分が…松山城登り？

中予支部 越 智 伸 二

2020年10月頃からGoToトトラベル再開+愛媛割で道後のホテルを応援しようと泊まり始めました。

仕事終わりにチェックイン、温泉浸かって夕食 翌朝温泉浸かって朝食 からの出勤

お安く泊めて頂きました。

12月まで再び緊急事態宣言が出るまで何回行ったのでしょうか？

よく食べよく飲みました。

おかげで2021年元旦早々体重計に乗った瞬間やばいと、人生初〇〇キロ！

ホテル応援前は〇〇キロくらいでしたからこのままだとすぐに〇〇〇キロ？

大変な事になると・・・

私くらいの年齢になるとしっかり3食食べてしっかり飲むと確実に太ります。

(当たり前ですね)

ほとんどのズボンがキツキツになりました。

この時本当にヤバいと思ったようです。(他人事のようですが)

本当に追い込まれるとすんなりダイエットに頭が切り替わりました。

それからダイエット関係のYouTube、本を色々調べました。(長くなるので割愛します)

結果は食べ過ぎない事だと。

ちょうど緊急事態宣言が再開されて、道後応援プランも無くなり、飲みに行く機会もなくなり、完全なる1日1食ではありませんが、みるみる体重が減っていきました。

体重が減ってくると嬉しくなって(成功体験っていうやつでしょうか?)

次は何をしようかな？

そこから今思っても不思議なのですが、朝、城山歩きを思いつきました。

ただ、一人では出来ないと思い、道沿いの同級生数名に声掛けて道連れ作戦。

同年代は考える事が同じなのか、うまく3人程仲間が出来たので登りはじめました。

片道3.5キロほどです。お城まではそうでもないのですが、最初はお城の坂は正直きつかったです。

しかし登りはじめて気づいたのですが、早朝の松山城がこんなに気持ち良いものとは知りませんでした。

朝の松山城お勧めです。

けっこうな人数が朝城山に集まります。ラジオ体操に集まるようです。

朝6時半からはラジオ体操が始まり、ラジオ体操が終わると蜘蛛の子を散らすように誰もいなくなります。このラ

ジオ体操もはじめは遠慮してたのですが、何回か行くようになると、しないのが不自然な雰囲気(私たち4人だけ参加しない)になり、誰が言い始めた訳でもないのですが6時30分ラジオ体操がスタンダードになってきました。

そんな感じで体重も結果〇〇.〇キロまでになりました。(13.2キロダウン)

現在若干のリバウンドで〇〇キロですが...

道後応援から始まったこのお話。この会報誌が届く頃には応援プランが再開しているかもしれません。道後応援には行くと思いますが、リバウンドしないように気をつけたいと思います。

松山城登城スタンプもあります。(松山市から記念品がいただけますよ)

早朝の松山城でラジオ体操ご一緒しませんか？

もう一つ！

仲間がいないと続かないのでバイクツーリングご一緒いかがでしょうか？





## 似顔のもととは牧伸二・・・

東予支部 佐伯 広政

誰れにでも一度や二度あるのではなからうか。

著名人の誰れそれさんに似てるわね、と声を掛けられたり、誰れそれさんとはご親戚、と軽く小突かれたりした経験が。

それと言うのも、この世の中には、自分似の人が三人ぐらいいはいるとの風説が飛びかっているようだからである。勿論、この似ている人の枠の中には赤の他人以外はいってはいならない。此処に似ていて当然の父や母や弟妹がはいっているとなつては、何のための調べか分らなくなるからである。

よくよく考えてみれば、容貌のことで劣等感を持っていた少年時代、似ていると言われた著名人が、当時人気の出始めていたウクレレ漫談家の「牧伸二」であったというのは、幸運なのか不運なのか。これこそまさに、アアアアイヤニナッチャッター、アアアアアオドロイター、とウクレレを抱いて歌う彼の歌詞そのものであった。

「牧伸二」を特徴づける「タレ眼・細顔」は知らず識らずのうちに似顔基準として僕の生涯を色こく染めあげていた。そして僕の生活圏に出没するようになる。何人もの配下（似たもの）を引き連れて。

以下に僕に似た著名人を十五人記すのでそれぞれの判断を下して欲しい。刑事になるもよし、素人探偵を決めこむもよしだ。

牧伸二（マキシンジ）、舟木一夫（フナキカズオ）、野村真樹（ノムラマサキ）、萩原健一（ハギワラケンイチ）、新沼謙二（ニイヌマケンジ）、風間杜夫（カザマモリオ）、中村雅俊（ナカムラマサトシ）、森本レオ（モリモトレオ）、柴田恭平（シバタキョウヘイ）、志村ケン（シムラケン）、江本猛紀（エモトタケノリ）、細川護熙（ホソカワモリヒロ）、赤井秀和（アカイヒデカズ）、五木寛之（イツキヒロユキ）、原田大二郎（ハラダダイジロウ）

この中で一番似ているのは志村ケン、新沼謙二、赤井秀和、似ていないのは、舟木一夫、五木寛之、風間杜夫であろうか。

また似てる似てないは別にして印象深く残っているのは、ショーケンこと萩原健一、風間杜夫、細川護熙、ということになるが、その特異な理由を語るのは次の機会を待つこととする。



**理事会だより****[理事会]**

※令和3年8月13日(金) 県会事務局会議室において、第260回理事会を開催した。

## 議 題

- 1 令和3年度中国・四国地域協議会会長会議について
- 2 各委員会・支部報告
- 3 その他

**委員会だより****[総務委員会]**

※令和3年7月9日(金) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 就任挨拶・自己紹介
- 2 総務委員会の役割・予算説明
- 3 会報7月号の編集について
- 4 会報10月号の準備
- 5 その他 今後の連絡方法など

※令和3年9月22日(水) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 前回議事録の確認
- 2 10月号会報の校正
- 3 1月号会報の準備
- 4 その他 県会HPの活用について

**[財務委員会]**

※令和3年8月30日(月) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 会長挨拶
- 2 令和3年度予算について
- 3 令和3年度財務委員会の運営について

**[事業委員会]**

※令和3年8月2日(月) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 会長挨拶、委員の自己紹介
- 2 事業委員会の事業内容について
- 3 社会保険労務士制度推進月間における無料相談会について
- 4 その他

**[研修委員会]**

※令和3年7月9日(金) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 研修委員会の所管事項について
- 2 7月14日必須研修(講師：岩谷弁護士)について
- 3 本年度研修計画立案及び委員会開催スケジュール
- 4 質疑・意見交換

※令和3年8月20日(金) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 研修委員会の所管事項について
- 2 第2回 必須研修について  
テーマ及び講師の選定 日程調整
- 3 労働安全管理研修について
- 4 質疑・意見交換

**[業務監察・広報委員会]**

※令和3年8月6日(金) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 業務監察・広報委員会の所掌について
- 2 令和3年度事業計画・予算について
- 3 主な年間の広報活動の現状について
- 4 その他

**支部だより****[東予支部]**

※令和3年7月28日(水) 東予支部役員会を開催した。

場 所 西条市立西条図書館

## 内 容

- 1 会長挨拶、幹事の自己紹介
- 2 秋の東予支部労働研修会について
- 3 東予支部厚生事業について
- 4 その他

**[中予支部]**

※令和3年8月12日(木) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

## 内 容

- 1 会長挨拶、幹事の自己紹介
- 2 10月中予支部研修会について
- 3 厚生事業について
- 4 各委員会担当者について
- 5 その他

※令和3年9月17日(金) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

## 内 容

- 1 11月11日中予支部研修会について
- 2 12月3日厚生事業について
- 3 各委員会連絡事項
- 4 その他

**[南予支部]**

※令和3年7月13日(火) 南予支部役員会を開催した。

場 所 ぢゅうぢゅう

## 内 容

- 1 県理事会報告について
- 2 令和3年度事業について
- 3 その他

## 松山大学大学院法学研究科との連携協定調印式

令和3年9月22日(水)松山大学大学院法学研究科との連携協定調印式が行われ、松山大学からは、村田大学院法学研究科長、明照法学部教授、当会からは、中井会長、武田副会長、新木本副会長が出席しました。



## 令和3年度倫理研修の実施について

倫理研修は、個人会員が5年に1回必ず受講しなければならない義務研修です。

昨年度に引き続き、連合会運営のeラーニングで実施されることになりました。受講対象者には連合会から開催通知文書等が送付されますので、必ず受講してください。

実施時期：令和4年2月1日～同年3月31日

### 令和3年度受講対象者登録年度

令和2年度 (2020年度)	平成27年度 (2015年度)	平成22年度 (2010年度)	平成17年度 (2005年度)
平成12年度 (2000年度)	平成7年度 (1995年度)	平成2年度 (1990年度)	昭和60年度 (1985年度)

※年度とは該当する年の4月1日から翌年の3月31日までを指します。

※登録年度は、社会保険労務士証票及び特定社会保険労務士証票に記載されている登録年月日により確認することができます。

## 新 入 会 員 紹 介



【氏 名】  
かめ おか ひと み  
亀 岡 仁 美

【支 部】  
南 予

【開業／勤務／その他】  
開 業

- ① 社会保険労務士となった動機  
税理士事務所で勤務している時、「ヒト」に関することの相談がとでも多く、その問題解決のお手伝いができる社会保険労務士という仕事を知り、挑戦してみようと思いました。
- ② 自己紹介  
一日中、事務所に座って仕事することが苦手で、外出していろいろな方とお話することが好きです。休日は、最近家族でキャニオニングやカヌーをしたりして自然と触れ合うことにはまっています。
- ③ 今後の抱負  
「ヒト」が幸せになれば、企業も幸せになる。企業が幸せになれば、地域が幸せになる。それぞれが幸せになれるお手伝いができる社労士を目指して、日々精進していきます。
- ④ 会への意見・要望  
研修会など積極的に参加したいと思っております。未熟なところが多々ありますので、ご指導お願いいたします。

### ホームページの ご確認をお願いいたします

全国社会保険労務士会連合会や愛媛県社会保険労務士会の会員専用ページでは、各関係機関からの重要な周知事項や、事務局からのお知らせを随時掲載しています。

是非ご覧いただき、内容をご確認くださいませよう  
お願いいたします。



## 最低賃金改正のお知らせ

- 愛媛労働局では、県内すべての労働者に適用される「愛媛県最低賃金」を改正し、10月1日から施行することとしました。
- この決定により、10月1日以降分として労働者に支払う賃金は、**1時間821円**以上としなければなりません。
- 次の点についてご留意ください。
  - ・ 愛媛県内に派遣されて働く派遣労働者についても適用されます。
  - ・ 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

### ■詳細等のお問い合わせ先

愛媛労働局 賃金室 (電話 089-935-5205)  
 松山労働基準監督署 (電話 089-917-5250)  
 新居浜労働基準監督署 (電話 0897-37-0151)  
 今治労働基準監督署 (電話 0898-32-4560)  
 八幡浜労働基準監督署 (電話 0894-22-1750)  
 宇和島労働基準監督署 (電話 0895-22-4655)

## 社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

### 社会保険労務士の義務と責任

#### 1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

#### 2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

#### 3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

#### 4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやくも信義にもとる行為をしてはならない。

#### 5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならない。

### 今後の行事予定

- 10/27(水) 労働安全衛生管理研修会  
(東京第一ホテル松山)
- 10/28(木) 総合労働相談所担当者会議
- 10/31(日) 社労士制度推進月間 無料相談会  
(今治・松山・八幡浜)
- 11/11(木) 中予支部研修会  
(東京第一ホテル松山)
- 11/14(日) 社労士制度推進月間 無料相談会  
(新居浜)
- 11/19(金) 東予支部研修会
- 11/22(月) 理事会
- 12/10(金) 必須研修会 (東京第一ホテル松山)

### 会員の動き

〈個人会員〉 令和3年9月30日現在

	東予支部	中予支部	南予支部	合 計
開 業	67	166	25	258
法 人 の 社 員	6	22	2	30
勤 務	10	32	6	48
そ の 他	6	20	0	26
勤務・その他合計	16	52	6	74
合 計	89	240	33	362

〈法人会員数〉

区 分	東予支部	中予支部	南予支部	合 計
法 人 会 員	6	15	1	22
上記の内、一人法人会員	3	6	0	9

### 編集後記

雇用調整助成金の特例措置も当初は6月末までだった期限が12月に延長になり、それが少しずつ延長延長が決まり今に至っています。早くコロナが落ち着き、各業界が忙しくなる活気のある時がやってきて欲しいものです。日常生活においても、昨年に引き続き、今年も秋祭りは早々に中止が決定されました。季節だけが過ぎていき、楽しいイベントは次から次へと中止となっていきます。制限されない生活がいつになったら出来るのでしょうか？ (K)

発行所 愛媛県社会保険労務士会  
〒790-0813  
愛媛県松山市萱町4丁目6番地3  
電 話 (089) 907-4864  
ファクシミリ (089) 923-1133  
銀行口座 伊予銀行松山駅前支店  
普通預金 1941628

U R L <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail [ehime4@ehime-sr.or.jp](mailto:ehime4@ehime-sr.or.jp)

発行人 中 井 康 策

編集人 総 務 委 員 会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号  
不二印刷株式会社